

「平成27年度 第5回座間市総合教育会議」 会議録

1 日 時 平成28年3月22日（火） 14時～

2 場 所 市役所5階 5-1会議室

3 構成員

遠藤市長、滝教育委員長、小野田教育委員、金子教育長、鈴木教育委員

4 事務局及び教育委員会職員

企画財政部長、企画財政部次長、企画政策課長、企画政策係長、主事1名  
教育部長、教育部参事兼教育総務課長、教育総務課副主幹兼庶務経理係長、教育総務課副技幹兼施設係長、学校教育課長、保健給食担当課長、教育指導課長、教育研究所長、生涯学習課長、図書館長、青少年課長

5 傍聴人 7人

6 議 題

<報告事項>

- ・「座間市教育大綱（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

《開会》

（企画財政部次長）

会議の開会に先立ちましてお伝えする事項がございます。本日の総合教育会議の傍聴につきまして、7名の会議傍聴の申し出がありました。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、非公開とする必要がある場合を除いて公開とされております。また「座間市総合教育会議設置要綱」第4条の規定により議長がこれを許可するものとしておりますので、まず、この会議の主催者である市長から本日の会議傍聴の許可につきまして、お諮りいただきたいと存じます。

（市長）

それでは、本日の次第案件について、傍聴を許可したいと思います。委員の皆さま、これに御異議ありませんか。

〈※異議なしの声〉

(市長)

傍聴を許可します。

傍聴者の入室を誘導してください。

(企画財政部次長)

皆さまこんにちは。

それではただいまから、平成27年度第5回座間市総合教育会議を開会します。

なお、本日は馬場教育委員長職務代理者から欠席の御報告をいただいております。

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、進めてまいりたいと存じます。

次第2、本日の案件でございますが、報告事項が1件ございます。

それでは報告事項「座間市大綱（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について、事務局から報告します。

(企画政策課長)

企画財政部企画政策課長の山本でございます。よろしく申し上げます。

それでは、座間市教育大綱（案）に関する意見募集の実施結果について御報告する前に、今回のパブリックコメントにおいて、意見が寄せられていたことが後になって発覚した経緯について御説明します。

「座間市教育大綱（案）」に関するパブリックコメントは平成27年11月6日から12月8日の1か月間で実施しておりました。

従来、本市におけるパブリックコメントによる市民意見の提出は、担当課へ直接、もしくは郵送のほかに、専用のメールアドレス宛に意見を送信していただく、という方法でしたが、この「専用のメールアドレス宛への送信」という方法が廃止され、11月から新たにインターネット上のフォームで直接意見を記入して投稿する。もしくはファイルを添付する方法の「電子申請」というシステムが導入されており、今回のパブリックコメントもこの「電子申請」での募集になりました。

「電子申請」では、意見の提出があった時点で、自動的に企画政策課宛に到達を知らせる通知メールが送信されることになっていましたが、システム所管課の運用時処理に誤りがあり、期間内に意見の提出があったにも関わらず、通知メールが企画政策課宛に送信されず、その結果、平成27年12月8日をもって、意見提出者を0人として御報告してしまいました。

その後、「電子申請」システム所管課が未処理に気づき、今回の件が発覚したものでござい

ます。経緯については以上でございます。

具体的に寄せられた御意見、及びその対応等につきましては教育総務課から説明させていただきます。

(教育総務課長)

教育総務課長の土屋でございます。

ただいま企画政策課長から、今回の経緯について報告がございましたが、お手元の資料の3番に記載のとおり、今回のパブリックコメントの結果、2名の方から9件の御意見をいただきました。次に資料の4番を御覧いただきたいと存じますが、いただきました御意見を検討させていただき、対応別に5つの区分に整理させていただきました。対応区分1番ですが、御意見を踏まえて(案)を補足修正または追加記載したものは0でございます。2番、既に御意見の趣旨、考え方が明示されている、あるいは同様の記載をしているものは1件です。3番、(案)には明示されていないが、実施等段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするものは5件です。4番の市としての考え方を説明し、御理解いただくものは2件、5番の(案)に対する意見ではないが、その他参考意見として伺ったものは1件と整理させていただきました。それでは裏面の5番の表を御覧ください。いただきました御意見の概要と市の考え方、対応についてまとめたものでございます。教育大綱(案)に記述されている順番にまとめております。一番左が通し番号で、次にいただいた御意見の概要、そして市の考え方(検討結果)でございます。その修正内容を表示しておりますが修正した項目はございません。一番右側の番号が先ほど申し上げた対応した区分番号でございます。一つ一つの説明は割愛させていただきますが、基本理念についての御意見が2件(1、2番)、施策の方向についての御意見が5件(3、4、5、6、7番)、教育大綱全般についての御意見が1件(8番)、その他が1件(9番)となっております。市の考え方につきましては、教育委員からの御意見を踏まえていることを付け加えさせていただきます。以上でございます。

(企画財政部次長)

それではただいまの報告事項につきまして、御協議いただきたいと思います。

本会議は、座間市総合教育会議設置要綱第3条の規定により、市長が議長になることとしておりますので、以後の進行は市長にお願いしたいと思います。

市長、よろしく申し上げます。

(市長)

それでは、これより議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

前回までの4回に亘る「座間市総合教育会議」において、座間市教育大綱(案)について

十分に御意見をいただき、また議論もしつくされたと受け止めているところでありましたが、ただいま事務局から報告がありましたように、パブリックコメントで意見が寄せられていたことが判明しました。期間内でしたので、当然、教育大綱へと反映させる要務があります。そのため急遽、本日の「第5回座間市総合教育会議」を開催させていただくことになった次第でございます。

それでは早速ではございますが、お手元の資料「座間市教育大綱（案）に関する意見募集の実施結果について」の内容につきまして、御意見等ございますか。

（委員）

1番の意見について、成人の学習においては、学習権に対応する生涯学習とされているので、「生きる力」を育むと限定することは、馴染まないということではありますが、本大綱は、幼児から高齢者の各ライフステージにおいて取り組むものとして、対象者を限定しているものではなく、理解しやすい文章表現に努めているところなので、大綱に示す内容で良いと考えます。このことは、大綱の1番初めに、または「大綱の位置付け」の中で十分に示されていると考えております。

学校教育と生涯学習とを並列にて論じることについてであります、「学習主体たる学習者」というのは「生涯教育を受けるもの」という意味から、「生涯学習」という中に「学校教育」は含まれると解されますので、並列して論じて良いという対応で良いかと思えます。

生涯学習という言葉は、学びの場を持たない世代への学習の場という形で出てきたと思うのですが、生涯学習とは、広義と狭義という限定的に使われることも踏まえておいても良いと思えます。

（委員）

こちらのパブリックコメントを読ませていただき、言葉とは難しいと思えました。こちらの御意見をくださった方がどのように教育大綱をお読みになったのか十分わからないうえで、この言葉だけを取り上げて意見を言わなければならないことは仕方がないと思えます。

学習権という言葉が少し違う気がします。学校という場における教育、学習というものと、学校以外の場において自らを高めるための学習という2つの感覚をどのように盛り込んでいくか、ということがこの教育大綱の心を砕いた部分だったと思えます。学習権とは、人が人として自分を高めていくための学習をする権利そのものだと考えることもできるので、そこを読み取っていただけなかったのだと思えます。この2つは大きな意味で人を豊かにするというところでまとめて問題ないと考えます。

(委員)

「や」という言葉は単純な並列ではなく、まず重要な学校教育を挙げ、それからさらに概念を広げて生涯学習ということにおいてもという、そういう意味の「や」です。意味をさらに拡大し、広い意味の生涯学習であれば、その中に学校教育も含まれると。そういう意味で全体で「生きる力」を育むということであると考えます。

(市長)

2の部分について御意見がありましたらお願いします。

(委員)

2の御意見について、「まちづくり」は「人づくり」であること、そして基本理念を「座間市を愛する人づくり」と表記をしているところございますが、市民全体が行政と一緒に協働できる体制を作る「人づくり」を意味していますので、この表記で良いと考えます。

(委員)

「人づくり」と言っても単純な精神教育的な人づくりではなくて、具体的にそういうことをできるような、組織まで含めた「人づくり」という、人間関係という意味で捉えているものでもあります。

この教育大綱は、子供だけではないと、大人も含めたものであるということで御理解をいただきたいと思えます。

(市長)

1～5に区分してある中で市としての考え方を説明し御理解いただく必要があるもの(対応区分4に該当するもの)は、以上の2項目です。他の案件、対応区分2に該当するものについては、すでに考え方を明記させていただいています。対応区分5に該当するものについては、その他参考意見として伺ったものです。それ以外の対応区分3に該当するものについては、案には明記はされていませんが、今後考慮する事柄として受け止めさせていただきます。

その他の部分で御意見がありましたらお願いします。

(委員)

2番の防災教育について、教科書の内容、分量が格段に変わりました。例として、小学校6年生の教科書ですが、「災害から私達を守ろう」という項目が、社会科では8ページ、理科では22ページにわたり記載されています。

災害時に生き残る判断力、行動力、みんなで支え合う思いやりの心の育成、ということでこのような成果物が発表されています。我が市において特色ある教育をするという意識をしていただけたらありがたいと考えます。学校だけではなく、家庭や地域も一緒になり取り組みたいと考えております。

(委員)

3番について、生命の尊厳、国際社会の視点ともに教育の根幹をなす大切なものであると思います。本教育大綱の他に「豊かな心を育むひまわりプラン」、学習指導要領や教育に関する様々な政策があります。その中の1つとして大綱を考えていただきたいと思います。簡潔に、本大綱の策定過程において、センテンスの短い理解しやすい文章に努めたということをご理解いただければと思います。

(委員)

8番の弱者に対する視点が足りないという御意見がありました。教育現場では、先生方がそういう子たちにこそ目をかけていて、各学校での取組もあるということも御理解いただきたいと思います。

(委員)

5番と6番の「書く力」についてお二人の方から御意見をいただきましたが、私達がなぜ書く力を大切にすることかというと、自分の考えを相手に正しく伝えることは子供たちにとって大事なことだと思うからです。学習指導要領では、国語について言えば、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと、伝統的な言語文化と、国語等にわかれています。この中で時間を設定されているところがあります。話すこと、聞くことが例えば1、2年生が30単位時間、書くことが100単位時間、伝統的な言語に関しては30時間とありますが、1番割合を多くとっているものは書くことです。これからも書くことの大切さを伝えていきたいと思います。

(委員)

4番について、いじめについては教育委員会で審議を重ね、平成27年12月に「座間市いじめ防止基本方針」を策定し、周知に努めるなど対応を図っております。しかしながら、教育課題の解決のためには、課題を社会的課題と捉え他機関、関係者の連携が大切でありますので、お寄せいただいた御意見を踏まえ、取り組んでまいります。

(市長)

色々な御意見をいただきました。この協議の結果を踏まえ、改めて座間市教育大綱(案)を本市の教育大綱とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員の皆さまには改めてここで振り返っていただき、熟議をしていただいた御礼を申し上げます。本日の案件は以上です。

続きまして、次第3「その他」として何か取り上げたい事項はございますか。

特に無いようでございますので、進行を事務局に返します。

(企画財政部次長)

本日は、委員の皆さまにおかれましては、年度末のお忙しい中、御出席のうえ御協議いただき、誠にありがとうございました。

なお、本会議の会議録につきましては、1週間程度を目途に市のホームページ上で公開させていただきたいと思いますので御了承ください。

また、次年度の総合教育会議の開催スケジュールにつきましては、決定次第、追って御連絡します。

以上をもちまして、平成27年度第5回座間市総合教育会議を閉会します。

皆さま、お疲れ様でした。

《閉会》